

令和 7 年 3 月 1 0 日

〒 0 4 8 - 1 3 2 6

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1 0 3 5 番地 3

野村 一也 殿

札幌市中央区南 1 条西 1 0 丁目 4 番地

第 2 タイムビル 6 階

弁護士法人鴻聖高野俊太郎法律事務所

■■■■ 氏 及 び ■■■■ 氏 両 名 代 理 人

弁 護 士 ■■■■ ■■■■ 郎

電 話 : 0 1 1 - ■■■■ ■■■■ - ■■■■ ■■■■ 0

F A X : 0 1 1 - ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■



受 任 通 知

前 略

当 職 は、令 和 7 年 2 月 2 日、北 海 道 虻 田 郡
ニセコ 4 4 8 所 在 のニセコモイワリゾートス
キー場において、■■■■ 氏 と 貴 殿 の 接 触 事 故
に 関 す る 紛 争（以 下、接 触 事 故 に つ い て は「
本 件 事 故」、そ れ を 巡 る 後 述 の 三 浦 寛 氏 も 含
め た 紛 争 を「本 件 紛 争」とい い ま す。）に つ
い て、■■■■ 氏 及 び ■■■■ 氏（以 下、「依 頼
者」とい い ま す。）か ら 依 頼 を 受 け ま し た の
で、こ の 度 受 任 の 通 知 を 行 う と と も に 今 後 の
当 方 の 対 応 に つ い て お 伝 え す る 次 第 で す。

ま ず、貴 殿 に お い て は、本 件 事 故 は ■■■■ 氏

の全面的な過失に基づくものである旨主張されているとのことであり、その主張を否定した同氏及び[REDACTED]氏の言動について不当に賠償責任を免れようとするものであるとして、両名を過失傷害罪及び恐喝未遂罪等により刑事告訴した旨、依頼者側から聞いております（なお、上記スキー場において貴殿と[REDACTED]氏が接触したことは事実ですので、過失傷害罪につき問疑することは格別、恐喝未遂罪に該当する事実関係については存在しないと依頼者側においては認識しており、貴殿による上記恐喝未遂罪での告訴手続は相当とは言えないものと判断しております。）。

この点、事故が発生した場合、その事故が誰のいかなる過失によるものであるのか、その事故によって生じた損害を誰がどのように負担するのが公平であるかについて、双方の主張や意向が激しく対立する場合には、任意の交渉等では解決は困難と判断されますので、最終的には第三者たる裁判所の判断を仰ぐことが相当であると思料いたします。

そして、本件事故の対応等を巡り、貴殿においては依頼者の刑事告訴手続を行う等、当方依頼者側と貴殿との対立構造は極めて激しいものと言わざるを得ません。

したがって、当方においては、本件紛争に

ついて、貴殿との任意の交渉等による解決は望めないものと判断いたしました。

つきましては、本件事故における責任及びその損害の適正な賠償算定を行うため、当方においては、嵯峨氏の本件事故による治療終了後直ちに本件事故に基づく損害賠償請求及び依頼者の貴殿に対する債務不存在確認請求訴訟を管轄する裁判所に提起する予定としておりますので、あらかじめご了承ください。

すなわち、第三者たる裁判所を通じて双方が主張・立証を行うことにより、本件紛争を解決していきたいと考えております。

なお、訴訟の提起は嵯峨氏の本件事故による治療状況によりますが、概ね本年3月下旬から4月中旬ころまでの間を予定しております。

最後に、当職は本件事故・本件紛争に関し、当事者から全面的に依頼を受けておりますので、貴殿から当事者に対する直接的な連絡（電話・文書・電子メール等のあらゆる媒体を含みます。）はおやめください。

以上、受任の通知を行う次第です。

以上

この郵便物は令和7年3月10日第39276号

留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

